電気機器組立て	（略）
（削る）	（削る）
（略）	（略）
染色	（略）
（削る）	（削る）
（削る）	（削る）
（略）	（略）
（略）	（略）
（削る）	（削る）
（削る）	（削る）
（略）	（略）
（略）	（略）
（削る）	（削る）
（削る）	（削る）
（略）	（略）

別表第十四の二（第六十八条の二関係）

検定職種	学科試験の試験科目	実技試験の試験科目
（略）	（略）	（略）
電気機器組立て	（略）	（略）
（略）	（削る）	（削る）
（略）	（略）	（略）

電気機器組立て	（略）
シーケンス制御法	シーケンス制御作業
（略）	（略）
染色	（略）
型紙なせん加工法	型紙なせん作業
スクリーンなせん加工法	スクリーンなせん作業
（略）	（略）
（略）	（略）
紳士注文服製作法	紳士注文服製作作業
紳士既製服製造法	紳士既製服製造作業
（略）	（略）
陶磁器製造	
絵付け法	絵付け作業
原型製作法	原型製作作業
（略）	（略）

別表第十四の二（第六十八条の二関係）

検定職種	学科試験の試験科目	実技試験の試験科目
（略）	（略）	（略）
電気機器組立て	（略）	（略）
	シーケンス制御法	シーケンス制御作業
（略）	（略）	（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、放電加工、非接触除去加工、電気機器組立て及びシーケンス制御に係る改正規定並びに次条第二項及び附則第三条（第一項及び第三項を除く。）の規定は、令和五年四月一日から施行する。

（訓練基準に関する経過措置）

第二条　この省令（前条ただし書に規定する改正規定を除く。以下この項並びに次条第一項及び第三項において同じ。）による改正後の別表第五の規定による染色科又は紳士服製造科に係る一級技能士コースに係る短期課程の普通職業訓練及び二級技能士コースに係る短期課程の普通職業訓練（以下この条において「短期課程の普通職業訓練」という。）を行うことができない特別な事情がある場合において、この省令の施行の際現にこの省令による改正前の別表第五の規定による染色科又は紳士服製造科に係る短期課程の普通職業訓練を受けている者に対してこの省令の施行後に行われる短期課程の普通職業訓練については、なお従前の例によることができる。

2　前条ただし書に規定する改正規定による改正後の職業能力開発促進法施行規則（次条において「新規則」という。）別表第五の規定による非接触除去加工科又は電気機器組立て科に係る短期課程の普通職業訓練を行うことができない特別な事情がある場合において、前条ただし書に規定する改正規定の施行の際現に当該改正規定による改正前の職業能力開発促進法施行規則（次条において「旧規則」という。）別表第五の規定による非接触除去加工科又は電気機器組立て科に係る短期課程の普通職業訓練を受けている者に対して当該改正規定の施行後に行われる短期課程の普通職業訓練については、なお従前の例によることができる。